

論文要約

イタリアの小・中学校における

音楽教育の歴史的変遷

— 国家的教育基準と教科書・指導書から見る音楽教育の目的と役割 —

大野内 愛

I 論文題目

イタリアの小・中学校における音楽教育の歴史の変遷

ー 国家的教育基準と教科書・指導書から見る音楽教育の目的と役割 ー

II 課題設定

近年世界的に、コンピテンシーの育成を重視する教育改革が盛んに行われている。これは OECD の DeSeCo プロジェクトが示した、基礎的なリテラシー、認知スキル、社会スキルから成るキーコンピテンシーの概念による影響であり、諸外国では「キーコンピテンシー」のほか、「キースキル」「汎用的能力」「21世紀スキル」など、様々な呼称で資質・能力を定義し、それをもとに教育政策を行っている(勝野 2013, p.13)。日本においても 21 世紀型能力が示され(同前書, p.26)、それに基づいて改訂された平成 29・30 年の学習指導要領(音楽)では、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わることのできる(文部科学省 2018, p.9)人を育てることを目的とし、そのためにも子ども自身が、学んだことや学ぶ過程を自覚できるようにすることが大切であるとしている(同前書, p.11)。しかし音楽教育において重要なのは、こうした学びのプロセスだけでなく、芸術教育としての視点である。音楽でしかなし得ないこと、それは音楽による感動、つまり音楽によって感情や心が動くことである。例えば鑑賞活動で考えると、子どもたちは音楽に対してどのように感じてても良く、正解はない。しかし、芸術性への価値観は子どもたちに初めから備わっているものではないことから、学校教育での音楽科においては、様々な時代やジャンルの音楽の芸術的価値を「伝える」ということも重要なことではないだろうか。音楽教育で多く扱われる、俗にクラシック音楽と言われる芸術音楽は、そのものが表現物としての価値をもち、さらに演奏を行う表現者によって芸術性は付加される。こうした作品の芸術としての価値を知り、音楽によって感情が動く体験をすることで、自分の中にある価値観を更新していくことが、芸術教育としての音楽教育の 1 つの目的であろう。さらに表現活動で考えると、音楽による感動を得るためには、最低限の演奏技術が必要であり、この技術が高くなればなるほど、演奏自体の芸術性が高まり、感動を得ることができる。現在のコンピテンシーの育成に向けた音楽教育は、こうした芸術教育としての考え方からは距離があり、音楽科としての存在意義が希薄になっている。

さて、芸術教育としての音楽教育を行う教育機関として、西洋における音楽院が長い歴史をもっている。特にイタリアは音楽誕生の地とも言われ、モンテヴェルディ、ヴィヴァルディ、ロッシーニ、ベッリーニ、ドニゼッティ、プッチーニ、ヴェルディなど著名な音楽家が生まれた国である。特にイタリアといえばオペラ発祥の国でもあり、イタリアと音楽は切り離せない関係といえる。音楽院(*conservatorio*)は 1807 年にまずミラノで設立され、専門的な知識と技術に裏づけられた芸術教育を行う機関として存在し、今日まで世界的に著名な音楽家を輩出し続けている¹⁾。こうした歴史をもつイタリアの学校教育における音楽教育とはどのような歴史をもち、どのように目的や役割を担っているのだろうか。

そもそも音楽教育の歴史を辿れば、古代ギリシャに源流をもつ自由七科に音楽が含まれたことが挙げられる(柴田・遠山 1994, p.134)。さらにイタリアでは、教会施設が行う教育活動において音楽教育は必須の内容であった。人間形成における音楽教育の価値を認めているという点で、イタリアは最も長い歴史をもつ国と言っても過言ではない。

イタリアの公教育の歴史は、1859 年イタリア統一に先立って成立した教育法であるカザーティ法によりスタートした。それに伴い、教育内容に関する国家的教育基準であるプログラム(*Programmi*)が示されるようになるが、プログラムに唱歌科が導入されたのは 1894 年のことである。実際には 1888 年のプ

¹⁾ 作曲家のプッチーニ, G. や指揮者のムーティ, R. などもミラノ音楽院の卒業生である。

プログラムにおいて、歌唱については触れられているのだが、教科としては存在しなかったため、教科としての誕生は 1894 年ということになる。以後、唱歌科がプログラムから削除されたこともあったが、現在は音楽科として存在している。現在のイタリアにおける公教育は、教育・大学・研究省 (Ministero dell'Istruzione dell'Università e della Ricerca) によって掌握され、またその学習内容についても示されている。日本の学習指導要領にあたる「プログラム」及び「指針」(Indicazioni) は日本とは異なり、30 年ほど変更されないこともあれば、3 年あまりで新しく改訂されることもある。近年では 2012 年に指針の改訂が行われている。この指針は「幼児学校及び第 1 課程のカリキュラムについての国の指針」(Indicazioni nazionali per il curriculum della scuola dell'infanzia e del primo ciclo d'istruzione) という名称がついており、小学校入学前の幼児学校から、第 1 課程修了までのカリキュラムが示されている。第 1 課程とは、小学校 5 年と中学校 3 年を合わせた 8 年間のことであり、このあとの上級学校のことを第 2 課程と呼ぶ。イタリアにおいては、第 1 課程 8 年と、第 2 課程のはじめの 2 年間²⁾ の合計 10 年を義務教育期間として定めている。

筆者はこれまで、小・中学校の音楽教育についてのプログラムの内容や実際に使用されている教科用図書の実態を探ってきた。また専門の教育機関である音楽コースを有する中学校へ視察に行った結果、一般の教育機関とは異なる音楽教育の様子が見られた。音楽の国と言われるイタリアの音楽教育はこれまでどのような変遷を辿り、現在に至るのか、またその歴史の変遷の中で現在のイタリアの音楽教育システムはどのように構築されてきたのかを明らかにすることにより、イタリアの音楽教育の特徴が見えてくると考える。世界でコンピテンシー志向の教育改革が続く中、音楽の国イタリアにおける音楽教育の目的と役割の歴史を明らかにすることは、今後の音楽教育のあり方を考える上で有意義なことである。

なお、本研究では音楽院の歴史の変遷については扱わない。音楽院は演奏家をはじめとする専門家養成を主たる目的とする教育機関であるが、本研究においては、学校教育、つまりは人間形成を行う上での音楽教育の目的と役割の変遷を見ることを目的とするからである。

以上のことから、本研究は、イタリアにおける国の政策として一般の教育機関で音楽教育がどう扱われ、どのように専門の教育機関との棲み分けが行われて、現在に至ったのかを知るためにも、統一したプログラムを有する小・中学校³⁾ に焦点を当ててイタリアにおける音楽教育を通史的に概観することを通して、イタリアの音楽教育の目的と役割の変遷、さらにはその特徴を明らかにすることを目的とする。

Ⅲ 論文構成

序章

- 第 1 節 研究の背景と目的
- 第 2 節 先行研究の検討
- 第 3 節 研究の方法

第 1 章 公教育制度成立からイタリア共和国誕生までの音楽教育

第 1 節 教育制度の変遷と概要

第 1 項 20 世紀初頭までの教育制度の概要

²⁾ 第 2 課程は高等学校などの上級学校を指すが、卒業までの年数は学校種によって様々である。しかし、その中で、第 2 課程に進んだのはじめの 2 年を義務教育期間として定めている。

³⁾ イタリアにおける高等学校以降は、学校の種類ごとにプログラムが存在しているため、高等学校統一のプログラムは存在しない。

第2項 1923年ジェンティーレ改革（Riforma Gentile）の概要

第3項 1939年学校憲章（Carta della scuola）とボッタイ改革（Riforma Bottai）の概要

第2節 愛国の精神の育成に向けた音楽教育の時代

第1項 道徳的な教育効果を期待された合唱教育

第2項 小学校の1888年プログラムにおける補足的科目としての音楽教育

第3項 小学校の1894年プログラムにおける教科としての音楽教育の誕生

第4項 音楽による精神解放のための教師教育

第5項 小学校の1905年プログラムで削除された教科としての音楽教育

第6項 アガツィ・メソッド

第3節 学問としての音楽教育の時代

第1項 小学校の1923年プログラムにおける認知的側面を有した音楽教育

第2項 学問としての音楽教育のための教師用指導書

第3項 小学校の1934年プログラムにおけるファシズム色の濃い音楽教育

第4項 音楽の感受を重視する音楽教育への転換

第4節 当時の学校教育における音楽教育の目的と役割

第2章 イタリア共和国誕生期の音楽教育

第1節 教育制度の変遷と概要

第1項 1940年代の教育政策

第2項 1950年代の教育政策

第2節 精神教育の手段としての音楽教育の時代

第1項 小学校の1945年プログラムでの簡素化された音楽教育

第2項 芸術的価値の高い作品を扱う音楽教育

第3項 小学校の1955年プログラムでの音楽教育及び鑑賞教育の誕生

第4項 芸術的価値の高い作品を扱う教師教育

第3節 当時の学校教育における音楽教育の目的と役割

第3章 統一中学校及び音楽院附属中学校誕生期の音楽教育

第1節 統一中学校設立の背景

第2節 人間形成の手段としての音楽教育の開始

第1項 中学校の1963年プログラム

第2項 音楽を愛好する精神を育成するための音楽教育

第3項 教師のための「音楽の手引き」シリーズ

第3節 音楽専門教育を扱う国立の音楽院附属中学校

第1項 設立の経緯

第2項 教育課程

第3項 音楽教育のプログラム

第4節 当時の学校教育における音楽教育の目的と役割

第4章 民衆のための学校改革と公立中学校音楽コース誕生期の音楽教育

第1節 教育制度の変遷と概要

第1項 1970年代の教育政策

第2項 1980年代から1990年代の教育政策

第2節 人間形成の手段としての音楽教育の時代

第1項 中学校の1979年プログラムに見られる表現の能力の重要性

第2項 小学校の1985年プログラムにおける人間的成長を目指す音楽教育

第3節 音楽専門教育を扱う公立の中学校における音楽コース

第1項 設立の経緯

第2項 教育課程

第3項 音楽教育のプログラム

第4節 当時の学校教育における音楽教育の目的と役割

第5章 EU 連合加盟期の音楽教育—音楽専門の教育機関との並存—

第1節 教育改革の概要

第1項 ベルリングエル改革 (Riforma Berlinguer) の成立と概要

第2項 モラッティ改革 (Riforma Moratti) の成立と概要

第3項 ジェルミニ改革 (Riforma Gelmini) の成立と概要

第2節 人間形成のためのコミュニケーション手段としての音楽教育の時代

第1項 小・中学校の2004年指針における社会での自律した学習者を目指す音楽教育

第2項 小・中学校の2007年指針における情緒的側面を有した音楽教育

第3項 2007年指針の修正版である小・中学校の2012指針における音楽教育

第4項 自分の生活での気づきや他教科の学びから開始される小学校の音楽教育

第5項 社会における音楽の役割を重視する中学校の音楽教育

第6項 音楽科教科書から見る小学校と中学校の連続性

第3節 一般の教育機関と音楽専門の教育機関の並存

第1項 中学校音楽コースにおける生徒の意識の現状

第2項 音楽院附属中学校と中学校音楽コースの器楽演奏についての教育内容の比較

第3項 一般の教育機関と専門の教育機関のプログラムにおける音楽教育の比較

第4項 教科書の比較から見るそれぞれの学校種における音楽教育

第4節 今日のイタリアの学校教育における音楽教育の目的と役割

終章

第1節 本研究の成果

第2節 今後の課題と展望

文献

IV 各章の概要

序章

序章では、研究の背景と目的、先行研究の検討、研究の方法を示した。研究の背景と目的については、前述の「I 課題設定」で示している。研究の方法として、イタリアの教育制度の歴史の変遷とその中で音楽教育の目的及び役割について、時代背景と関連させながら明らかにする。また、一般の教育機関と専門の教育機関との比較を行うことで、教育機関ごとの目的や役割についても明らかにする。

なお本研究では国民全員に統一して行われる教育として、小・中学校の音楽教育を扱うが、イタリアにおける小学校卒業後の学校教育制度は1962年まで複線型をとっており、非常に複雑なものであった。したがって、中学校の音楽教育については、1962年の統一したプログラムが作られた以降のものを扱うこととする。

教育内容については、プログラム及び指針のみでは、その具体的な内容が明らかにならないため、教科書、教師への指導書、師範学校の教科書等を扱う。プログラムや指針に示されている目的に応じて、具体的にはどのようなことが必要だと考えられていたのかを知るため、教科書や指導書を分析する。師範学校の教科書については、小・中学校で子どもたちに音楽教育を施そうとしている教師の卵たちに対し、どのようなことを教えなければならないのか、ということを知るために分析の対象とする。

時代区分については、梅根（1977）及び、イタリアにおける教育史研究において現代までを通史的に取り扱っている、D'Amico（2009）、Santamaita（2010）、Ricuperati（2015）を参考にしながら、特にイタリアにおいて国全体としての大きな動きや音楽教育における重要な出来事を節目として設定する。具体的には、公教育制度誕生からイタリア共和国誕生まで、イタリア共和国誕生期、統一中学校及び音楽院附属中学校誕生期、民衆のための学校改革と公立中学校音楽コース誕生期、EU 連合加盟期の5つの区分とする。

以上を踏まえ、終章においてはイタリアにおける小・中学校の唱歌科誕生から現在に至るまでの音楽教育の目的と役割の変遷、さらにはその特徴を明らかにする。

第1章 公教育制度成立からイタリア共和国誕生までの音楽教育

第1章では、イタリアにおいて公教育制度が成立してからイタリア共和国誕生までの音楽教育について、時代的背景や教育制度を踏まえ、音楽教育の目的と役割について明らかにした。

そもそも公教育制度が誕生するまでの18世紀以前のイタリアにおいては、学校教育は教区や修道会により運営されており、ローマ教会の干渉のもとにあった。こうした干渉からの解放を目指し、サルデーニャ王国が1848年ボンコンパーニ法と呼ばれる公教育法を制定したのである。ここが公教育の誕生と言える。しかし、文盲率を低めることを目的としていたため、1860年に制定された国家的教育基準であるプログラム（1860年プログラム）には小学校の教科として音楽は含まれなかった。その後改訂された1867年プログラムでも、音楽教育に関する言及は見られない。

プログラムにおいて初めて音楽教育に関する記述がなされた⁴⁾のは、1888年プログラムである。この背景には、1884年に公教育大臣コッペーノが、読み書き計算だけでなく、道徳的側面から合唱の必要性を通達したことが影響している。当時の音楽教育の実態に関する記録から見ると、合唱教育に扱われていた楽曲の多くが愛国心や信仰心を育むような歌詞をもつものであった。

1894年プログラムにおいて、ついに音楽に関する科目である「歌唱」が教科の中に含まれた⁵⁾。この

⁴⁾ しかし教科としてではなく、「追加訓練」という形で言及された。

⁵⁾ 「絵画・歌唱・体育・作業」という教科の中の1領域であり、歌唱は独立した教科という位置づけではなかった。

プログラムは愛国心を育むという政治的目的を含んだものであり、歌唱においては「徳や祖国について考える」（1894年プログラム「歌唱」の内容より）ことを目的としている。したがって、音楽を学問的に捉えているのではなく、宗教上精神的に必要なものとして考えられていることがわかる。当時の音楽教育においては、歌を歌うことの目的は子どもたち自身の内面に関することであり、演奏自体の完成度は求めていなかったということが考えられる。しかしこの時代のイタリアはヴェルディやプッチーニといった偉大な作曲家によるオペラ全盛期であり、民衆は道や広場で自分の感情を歌に乗せ、表情豊かに祖国への愛を歌っていた。その中で祈りの手段として歌を捉え、学校で歌うという行為に意味を見いだせなかったことは想像に難くない。そして次の1905年プログラムでは、学校教育の職業的有用性が強調され、音楽に関する科目は削除された。

小学校のプログラムから音楽教育が削除されたことについて、幼児教育の教師であったアガッツィは疑問を呈した（Agazzi 1908, p.9）。アガッツィは歌唱が他者とコミュニケーションを取るために効果的なものであるという視点に立ち、子どもの意欲に基づく歌唱技術の育成に重点を置いた。次の1923年プログラムにおいては、こうしたアガッツィの影響が認められる。1923年プログラムでは再び「歌唱」が「芸術教育」という教科の中の1つとして示された。さらにこれまでのプログラムと大きく異なり、認知的側面が重視され、歌唱技術にも言及する内容となった。音楽を祈りや精神的な訓練のために利用していた時代から、音楽そのものを学問として学ばせようとする考え方に変わったのである。この教育改革こそが、イタリアにおける教科としての音楽教育のはじまりと言えよう。

その後、ファシズムが広がりを見せ、教育界でもその色が濃くなっていった。そうした中で出された1934年プログラムや当時の歌唱指導書から、音楽教育は感受的側面を重視するようになったことが明らかとなった。

イタリアの国家統一からスタートしたこの時代は、統一された様々な国の地域差を埋めることが必須であり、特にジェンティーレ改革以前の学校教育における音楽教育の役割は、あくまで愛国の精神の育成であった。しかし国の思惑と民衆からの需要には乖離が生じ、教育制度が一人歩きしていることもあった。そうした中で、音楽教育の成果が目に見えず、子どもの将来の職業に関連が見られない音楽教育の必要性が理解されることは困難であったと言える。また音楽教育は専門の教育機関の聖域であると考えられ、学校教育への導入には消極的であった。そうした中で、幼児教育の視点から小学校教育への音楽教育の必要性を説いたアガッツィの功績は特筆すべきものであった。その後、ファシズムの到来を迎えたイタリアではアガッツィの影響もあり、音楽そのものを学問として学ばせようとする時代に突入した。そして芸術の発展こそが国の繁栄につながるという考えから、子どもたちの感受性の育成のために音楽教育を充実させたのである。

第2章 イタリア共和国誕生期の音楽教育

第2章では、イタリア共和国誕生期の音楽教育について、時代的背景や教育制度を踏まえ、音楽教育の目的と役割について明らかにした。

ファシズム体制が崩壊した後、連合軍政府は教育委員会を設け、ファシズムの一掃とイタリアの学校の近代化、民主化に着手した。こうした中で1945年プログラムが策定され、「歌唱」が教科として独立した。しかしその内容はかなり簡素化し、認知的内容はほとんど削除され、歌唱実技に関する指示が多くなった。これはファシズムの抑圧から教師を解放し、より自立的に教育を行うよう期待したからである。また、1945年プログラムの前書きには、合唱が社会性を培う手段になりうると示されており、人間形成を目指す教科として捉えられていることが明らかとなった。

その後改訂された 1955 年プログラムでは、さらに内容が簡素化され、音楽理論に関する記述は完全に消え、歌唱実技についての具体的な指示もほとんどなくなった。しかし「芸術的に歌唱する」という記述があること、さらに当時の学校で使用されていた曲集及び、師範学校での教科書の分析から、認知的な内容はあまり扱わないが、音楽的な美しさをもち、芸術的な価値の高い作品やその旋律を歌唱の教材として扱っていたことが明らかとなった。

以上のことから、イタリア共和国誕生期の音楽教育は、子どもたちの耳や声を育てることで精神を磨く、精神教育としての役割を担っていることが明らかとなった。そのために、学校教育においては、芸術的な作品を扱い、鑑賞したり演奏したりする。つまり、音楽の芸術的な価値を認識した上での精神教育の手段として、音楽教育が位置づけられたということである。

第 3 章 統一中学校及び音楽院附属中学校誕生期の音楽教育

第 3 章では、統一中学校及び音楽院附属中学校誕生期の音楽教育について、時代的背景や教育制度を踏まえ、音楽教育の目的と役割について明らかにした。

1962 年に統一的・統合的な内容を教育する統一中学校が誕生した。イタリアは階級意識が強く、それまで中学校は複線型の状態であり、小学校卒業時に家庭の経済状況や身分などで子どもの将来がほぼ決まっていた。新たに制定された 1963 年プログラムでは、音楽に関する教科名が「歌唱」から「音楽教育」となり、歌唱活動のほか、器楽活動や鑑賞活動が含まれるようになった。プログラムでは、音楽を愛好する生徒を育成し、歴史や文化を考えさせることを目的としていたが、当時の教科書においては、認知的内容が多くを占め、歌唱技術に関わる指導法や鑑賞の指導法が欠如していた。こうした部分については、音楽の専門家たちによる指導のためのマニュアルブックが刊行され、教師がより専門的に音楽の授業を実施できるよう、サポートされていた。当時の音楽教育の実態は、音楽を愛好する生徒を育成するとはいいながら、子どもたちの美的感覚を培うのではなく、音楽による歴史や文化の理解など、実用的な知識を培う方向性も併せてもっており、どちらにしても中途半端な状態と言える。

こうした中で、統一中学校誕生と同時期に音楽院附属中学校が誕生した。ここでは音楽以外の教科は一般の教育機関と同じプログラムを使用する。一般の教育機関よりも音楽院附属中学校は音楽の授業時間数も多く、内容として音楽理論、ソルフェージュ、器楽演奏を学ぶことになっている。器楽演奏については、1つの楽器を選択し、その楽器について専門的な演奏方法を学ぶ。音楽院附属中学校の目的は、中学校卒業後、音楽院での学習につなげることで、つまりは専門家の育成である。

以上のことから、中学校が初めて統一され、音楽教育はその中に教科として位置づいたとはいえ、小学校卒業後の子どもを重要な働き手として考えていた民衆からは、音楽教育の必要性は認識されず、その学問としての役割を専門の教育機関である音楽院附属中学校へ委ねた形になっている。一般の教育機関では、音楽教育は音楽を愛好する精神を育成し、人間形成の一助とする役割を担い、専門の教育機関での音楽教育は音楽の専門家を育成する役割を担った。とはいえ、一般の教育機関の音楽教育は、知識至上主義の内容でもなければ、感性の育成という面でも中途半端なものであった。音楽以外の科目を一般の教育機関と同じプログラムで行うという音楽院附属中学校の誕生は、イタリアが学校教育における音楽教育の重要性を認識したというよりは、音楽家の育成において統一中学校での音楽教育が、学問として内容的に不足していることによって起こったと言えるだろう。

第 4 章 民衆のための学校改革と公立中学校音楽コース誕生期の音楽教育

第 4 章では、民衆のための学校改革と公立中学校音楽コース誕生期の音楽教育について、時代的背景

や教育制度を踏まえ、音楽教育の目的と役割について明らかにした。

1962年に統一中学校が誕生してからも、中学校での教育の必要性は民衆には理解されないままであり、そのため、学校教育が人間形成に必要なものであるという認識を民衆に与えることを目的として1970年代から様々な教育改革が行われた。1979年に改訂された中学校プログラムでは、中学校教育の目的として、文化的価値を理解する能力、市民や社会集団の一員としての能力、またその発展に貢献する能力を育成することと示された(1979年プログラム序文による)。これを受け、音楽教育では、音楽を学ぶことにより表現及び伝達の能力の育成に貢献することを目的とし、学習内容が4つに整理された⁶⁾。1985年に改訂された小学校プログラムにおいても、人間形成・市民形成を第一の目的とし、音楽を自己表現や他者とつながるためのコミュニケーション手段として捉え、創造的な表現を行うことが求められた⁷⁾。

音楽専門の教育機関にも大きな変化があった。1975年、実験的な試みとして中学校の音楽コースが誕生し、そしてこれが1999年に本格的な制度としてスタートしたのである。音楽教育のみ特別なプログラムを有しており、一般の教育機関よりも音楽の授業の時間数が多いという点については音楽院附属中学校と同様であるが、中学校音楽コースは、専門的な演奏技術の向上に偏った教育を行う機関ではなく、最終的な目的は一般の教育機関と同様、人間形成である。その手段を音楽に求めるといった教育スタイルをもつ。

以上のことから、当時の一般の教育機関では、音楽教育を、人間形成という目的のもと、自己を表現し、他者とコミュニケーションをとる手段として捉えたことがわかる。そのため、教育内容には創造的な内容も含まれるようになり、芸術教育としての役割が薄まったとも言える。こうした流れの中で、人間形成を目的としながら、芸術教育としての音楽教育を行う、中学校音楽コースという教育機関が誕生した。つまり、一般の教育機関も中学校音楽コースも、目的は人間形成としながら、その教育方法が異なっているということである。

第5章 EU 連合加盟期の音楽教育—音楽専門の教育機関との並存—

第5章では、EU 連合加盟期の音楽教育について、時代的背景や教育制度を踏まえ、音楽教育の目的と役割について明らかにした。

1990年代に入り、イタリアはEUの加盟国の一員として、EU諸国との制度的なすり合わせが必要とされた。そうした中で現在に至るまで、1996～2000年にかけてのベルリングエル改革、2003年のモラッティ改革、2008～2014年にかけてのジェルミニ改革により、制度の改革が行われた。2004年には、これまでプログラムと呼ばれていた国家的教育基準が「指針」と呼ばれるようになり、小・中学校を第1課程として内容の連続性をもたせるようになった。2007年に改訂された指針においても、小・中学校の連続性はさらに強化され、併せて合科的・領域横断的な学習が求められた。しかし教科書を分析すると、小学校で学んだ内容を中学校でもう一度はじめから学ぶ記述もあり、指針が教科書にしっかり反映されているとは言い難い。その他、教科書からは、音楽をどのように利用していくか、また音楽的な思考を今後どのように生かしていくかを重視していることが明らかとなった。その後、2012年に改訂された指針は、2006年の欧州議会により定められた「キーコンピテンシー」に基づくものであり、2007年指針の修正版とされている。

⁶⁾ 「音楽的聴覚の育成」「読譜と記譜」「動機づけられた鑑賞による音楽作品の解釈」「表現的・創造的活動」の4つである。

⁷⁾ なお、中学校と同様に学習内容が整理された。「知覚と把握」「作ること」「読譜・記譜」の3つである。

つまり、今日の一般の教育機関における音楽教育は、キーコンピテンシーとして定められたものを培うための1つ道具として考えられ、芸術的な作品に触れ音楽の本質や理論に迫ろうとする活動を軽視し、人間形成という目的への認知的内容や創造的内容を重視している傾向にあると言える。

そのような中で、20世紀後半から並存するようになった一般の教育機関と、音楽専門の教育機関である音楽院附属中学校及び中学校音楽コースについて、プログラムや教科書等を比較検討したところ、一般の教育機関が音楽の様々な経験をとおした人間形成を目的としているのに対し、音楽院附属中学校では専門な育成を目的としており、中学校音楽コースはその中間的な位置にあることがわかった。特に中学校音楽コースは、人間形成という役割を担いながらも、1つの楽器の演奏スキルを専門的に学ぶことにより、自己の心の表出としての芸術を体験し、芸術への感性を磨くといった芸術教育としての役割をも担っている。

終章

(1) 本研究の成果

本研究の成果は、①これまでに研究されていなかった、公教育制度誕生から現在までの一般の教育機関における音楽教育を通史的に概観したことにより4つの時代に区分し、それぞれの音楽教育の目的と役割を明らかにしたこと、②イタリアの音楽教育について「イタリアの音楽教育が時代の流れに大きく左右されていること」、「音楽専門の教育機関との並存」という大きく分けて2つの特徴を見いだしたこと、である。

①について、まず、国家的教育基準であるプログラム及び指針、さらに各時代の教科書や指導書等を分析、考察することにより一般の教育機関における音楽教育を4つの時代に区分した。1つ目は、国家統一による愛国の精神の育成という政治的目的への手段として利用された時代(1888～1905年プログラムの時代)であり、この時代では、統一されたばかりで元は別の国であった地域の差を埋める、本当の意味での国家統一という思惑のために音楽教育を利用しようとしたことが考えられる。2つ目は音楽が学問としての性質をもった時代(1923～1934年プログラムの時代)であり、芸術の発展こそが国の繁栄であるという考えから、音楽の知識や技術を基盤とした音楽教育を目指した。3つ目は精神教育の手段としての時代(1945～1962年プログラムの時代)であり、歌を精神教育の1つの手段であるとし、社会性を身につけるための教科とした。また音楽教育の目的として、音楽の知識や技能に裏づけられた質の高い演奏を求めたというよりはむしろ、芸術性の高い音楽に触れ、聴衆としての感性を磨くといったことをねらっていた。4つ目は人間形成を目的としたコミュニケーションツールとして扱われた時代(1979年プログラム以降の時代)であり、音楽は自己表現の手段であるということを強調し、音楽をどのように利用していくか、また音楽的な思考を今後どのように生かしていくか、を教育する役割を担っていた。

②について、まずイタリアの音楽教育が時代の流れに大きく左右されていることが明らかとなり、これは、イタリアの一般の教育機関において、音楽教育の芸術教育としての重要性が認められていないと言える。しかしイタリアにおける音楽の重要性がなくなったわけではない。人間形成を目的とする一般の教育機関での音楽科は、音で遊んだり、音楽を作ったりするなど、創造的で即興的な活動、つまり「音楽による教育」が重視される傾向にある。その代わりに過去の芸術的な作品を純粋に演奏したり鑑賞したりして芸術的な感受性を培う活動が軽視されつつある。そして一般の教育機関が音楽の高度な知識や技術を伴わない音楽教育へと偏り始めた頃、「音楽への教育」を目指す音楽院附属中学校や中学校音楽コースが誕生し、現在はこれらの教育機関が並存している状態である。特に中学校音楽コースのように、人間形成を目的としながらも、専門的な知識や技能を伴った価値観を培っていくといった、芸術教育と

しての役割を担う教育機関という形をイタリアが見つけたことは画期的なことである。

(2) 今後の課題と展望

イタリアの音楽教育を通史的に概観し、音楽教育の目的と役割についての変遷、さらにはイタリアの音楽教育の特徴が明らかとなった。専門の教育機関である中学校音楽コースの存在は、音楽の本質を求めめる芸術教育としての音楽教育という視点から見ても評価しうるものであるが、一方で一般の教育機関での音楽教育には課題が見られた。人工知能の開発が著しく、人間とは何か、人間らしさとは何かということ問い直す時期に来ているこの世の中において、美しいものに心が動き、音楽に素直に感動する体験をすることこそ、人間らしさを形作る1つの要素ではないだろうか。人間の魂の叫びである芸術を感じ取る心を育て、さらに子どもたち自身が音楽的スキルを伴いながら美しさを追い求め、自分を表現していくことが、芸術教育としての音楽教育の姿だと考える。音楽が音楽として学校教育に存在する意義とは、学校教育の全体的な目的に寄与するとともに、音楽そのものがもつ芸術性である。したがって、中学校音楽コースのような特別な教育機関だけでなく、一般の教育機関においても、芸術教育としての音楽教育のあり方を、今後イタリアは探っていく必要があるのではないだろうか。

イタリアは音楽の国として長い歴史と文化を有した国である。今後、イタリアの音楽教育はどのようにその役割や目的が変わっていくのか、その動向を注視しながら、さらには日本の音楽教育のあるべき姿を探っていきたい。

V 文献

i. 史料

- Agazzi, R. (1908) *L'abbici del canto educativo – ad uso dei giardini d'infanzia e delle scuole elementari*, La scuola, Brescia.
- Allorto, R.- Zecchi, A. (1964) *Educazione musicale*, Ricordi.
- Allorto, R.- Perrotti, P.B. (1965) *L'educazione ritmica*, Ricordi.
- Cappellari, A. (2017) *Mamemimo Musica*, Carisch.
- Delfrati, C. (1989) *Orientamenti di pedagogia musicale*, Ricordi.
- Delfrati, C. (2004) *I colori della musica*, Principato.
- Delfrati, C. (2005) *Il pensiero musicale*, Principato.
- Deriu, R., Pasquali, A., Ventura, M. (2008) *Musica Intorno*, Bompiani.
- Graziosi, G. (1965) *Introduzione all'ascolto*, Ricordi.
- Ministero della Pubblica Istruzione : MPI (1985) *L'Insegnamento Musicale in Italia, Annali della Pubblica Istruzione*, Le Monnier, Firenze.
- Ministero della Pubblica Istruzione : MPI (2004) *Indicazioni Nazionali per i Piani di Studio Personalizzati nella Scuola Primaria*.
- Ministero della Pubblica Istruzione : MPI (2007) *Indicazione per il curriculum per la scuola dell'infanzia e per il primo ciclo d'istruzione*, tecnodid.
- Ministero della Pubblica Istruzione : MPI (2009) *L'Insegnamento dello strumento musicale nella scuola media, Annali della Pubblica Istruzione*, Le Monnier, Firenze.
- Ministero dell'istruzione dell'università e della ricerca : MIUR (2012) *Indicazioni nazionali per il curriculum della scuola dell'infanzia e del primo ciclo d'istruzione*, Le monnier.

- Neretti, L. (1924) *Guida teorico pratica per l'insegnamento del canto corale e della musica*, R.Bemporad&Figlio editori.
- Neretti, L. (1934) *Canto, Giuoco e Ritmica per gli asili d'infanzia e per le classi elementari inferiori*, La scuola.
- Palumbo, G. (1894) *Metodo teorico-pratico di canto corale ad uso delle scuole normali con quindici canti per le scuole elementari*, Padova stabilimento prosperini.
- Pantaleoni, S. (2008) *Musica Mia*, Clitt.
- Paoli, R., Leone, L. (2007) *Suona Subito!*, Petrini.
- Pelassa, A., Franco, F. (2014) *Musical-mente*, Erickson.
- Perricone, A., Furlan, S. (2008) *Orfeo*, Loffredo.
- Pistone, P.G. (1956) *Metodo completo di canto corale*, G.B.Paravia&C.
- Rattalino, P. (1968) *Gli strumenti musicali*, Ricordi.
- Schinelli, A. (1953) *Nuovo canzoniere Italiano*, Carlo Signorelli.
- S.P.Q.R. (ローマ帝国) (1885) *Saggio di canto corale educativo -dagli alunni e dalle alunne delle scuole elementari-*, S.P.Q.R.
- Vacchi, V., Manicardi, N., Moletta, G. (2008) *Si Fa La Musica*, Bruno Mondadori.
- Zecchi, A. (1965) *Il direttore di coro*, Ricordi.

ii. 引用・参考文献

(欧文)

- Balduzzi, G. (1999) *Storia della pedagogia e dei modelli educativi*, Guerini e Associati.
- Bonetta, G. (1997) *Storia della scuola e delle istituzioni educative*, Giunti Editore.
- Borghi, L. (1975) *Educazione e autorità nell'Italia moderna*, La Nuova Italia.
- Cancedda, S. (2008) *Musica guida*, Nicola Milano Editore.
- D'Amico, N. (2009) *Storia e storie della scuola italiana. Dalle origini ai giorni nostri*, Zanichelli.
- Festa, D. (1998) *Educazione musicale nella scuola*, La scuola.
- Grazioso, G. (1994) *L'educazione musicale tra passato, presente e futuro*, Casa Ricordi.
- Jovine, B. (1954) *Storia della Scuola Popolare in Italia*, Giulio Einaudi.
- Lessona, L.-Quaranta, F. (1968) *Invito alla musica*, Loesher.
- Milana, M. (1958) *Elementi di problematica pedagogico-didattica e commento critico-storico ai programmi delle scuole elementari dal 1888-1955*, G.De Bono editore.
- Neretti, L. (1932) *Per l'educazione e la cultura musicale nella scuola*, R.Bemporad & figlio.
- Paternostro, L. (2001) *Ricordi di vita magistrale*, Phaser.
- Piatti, M. (2008) *Studiare uno strumento musicale ; Indagine conoscitiva tra i ragazzi e le ragazze delle SMIM*, Musicheria.net (<http://musicheria.net/>) .
- Ricuperati, G. (2015) *Storia della scuola in Italia. Dall'Unità a oggi*, Scuola.
- Santamaita, S. (2010) *Storia della scuola. Dalla scuola al sistema formativo*, Mondadori Bruno.
- Santamaita, S. (2013) *Storia dell'educazione e delle pedagogie*, Mondadori Bruno.
- Scalfaro, A. (2014) *Storia dell'educazione musicale nella scuola italiana. Dall'Unità ai giorni nostri*, Franco Angeli.
- Venzetto, L. (2002) *L'insegnamento dell'identità nei Programmi di storia(1860-2002)*, *materiali di storia*, n.23, Istresco di Treviso.

(和文)

- 芦田淳 (2004) 「海外法律情報 イタリアー教育改革ー幼児学校及び小中学校の在り方」『ジュリスト』第 1265 号, 有斐閣, p.7.
- Allorto, R. / 山本文茂訳 (1994) 「8 イタリア」『ニューグローヴ世界音楽大事典』第 4 巻, 講談社, pp.156-157.
- 安藤美紀夫 (1957) 「リソルジメント前後における教育的見解」『イタリア学会誌』第 5 号, イタリア学会, pp.48-58.
- WIP ジャパン株式会社 (2014) 『平成 25 年度文部科学省委託調査「教育改革の総合的推進に関する調査研究～諸外国における学制に関する改革の状況調査」報告書』.
- 梅根悟 (1977) 『世界教育史体系 13 イタリア・スイス教育史』講談社.
- 海老原治善 (1983) 『資料 現代世界の教育改革』三省堂.
- 大野内愛 (2011) 「1920 年代のイタリアにおける小学校歌唱教育の特質ー「1923 年プログラム」と小学校歌唱指導書 (1924) の分析をとおしてー」『音楽表現学』vol.9, 日本音楽表現学会, pp.57-66.
- オムリ慶子 (2000) 「モンテッソーリ法批判再検討 その 2 ー観念主義 (G. ロンバルド＝ラディーチェ) の立場からー」『日本保育学会大会研究論文集』53 巻, 日本保育学会, p.5.
- オムリ慶子 (2007) 『イタリア幼児教育メソッドの歴史的変遷に関する研究ー言語教育を中心にー』風間書房.
- 柏倉正明 (2003) 「後期中等教育は目的別に四領域の学校」『海外の教育』29 巻 (4), 全国海外教育事情研究会, pp.11-12.
- 国立教育政策研究所教育課程研究センター 勝野頼彦他 (2013) 『平成 24 年度プロジェクト研究調査研究報告書 社会の変化に対応する資質や能力を育成する教育課程編成の基本原則』国立教育政策研究所.
- 酒井ツギ子 (2002) 「イタリア」『諸外国の初等中等教育』(文部科学省著) 財務省印刷局, pp.113-131.
- 佐藤一子 (2010) 「EU 統合のなかで変わるイタリアの教育ー教育・訓練の拡充と社会的弱者の支援ー」『日伊文化研究』第 48 号, 日伊協会, pp.42-50.
- 椎名慎太郎 (1981) 「9 南欧諸国 2 イタリア」『現代世界教育史』(原田種雄・新井恒易編著) ぎょうせい, pp.548-560.
- 須田八郎 (1974) 『世界の学校教育』第一法規出版株式会社.
- 鈴木昌世 (2012) 『イタリアの幼児教育思想ーアガツィ思想にみる母性・道徳・平和ー』福村出版.
- 高橋春菜 (2014) 「イタリア公教育における学校外教育の位置づけの変容ー1985 年版と 2012 年版国の指針の内容分析から EU の影響に着目してー」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第 63 集 (1), pp.221-243.
- 瀧明知恵子 (2016) 「イタリアの音楽科教育におけるー考察ー小・中学校における歌唱指導の視点からー」『奈良学園大学紀要』5 巻, pp.81-89.
- 瀧明知恵子 (2017) 「イタリアの音楽科教育におけるカリキュラムと実践におけるー考察ー歌唱指導の系統性に視点をおいてー」『奈良学園大学紀要』7 巻, pp.57-66.
- 田近肇 (2007) 「イタリアにおける私学教育の自由ーイタリア政教関係の一側面ー」『岡山大学法学会雑誌』第 56 巻 (3・4), pp.249-271.
- 田辺敬子 (1983) 「イタリア初等教育教科書と対抗文化運動」『人文学報 教育学』vol.8, 首都大学東京, pp.29-46.

- 田辺敬子 (1996) 「戦後イタリアの教育－義務教育と学習権保障を中心に－」『日伊文化研究』第 34 号, 日伊協会, pp.40-49.
- 辻昌宏 (2000) 「イタリアの初等教育－歴史と現状」『人文科学論集』第 46・47 合併輯 明治大学経営学部人文科学研究室, pp.23-38.
- 辻昌宏 (2002) 「イタリアの小学校における自己表現能力の育成と個性化のためのコスト」『日伊文化研究』40 号, 日伊協会, pp.74-85.
- 中川政樹 (2008) 「ジェンティーレにおける国家と教育」『島根大学教育学研究紀要 (人文・社会科学)』第 42 巻, 島根大学, pp.55-64.
- 中嶋俊夫 (1990) 「イタリアの音楽学校の歴史的背景と現状」『研究紀要』35 巻, お茶の水女子大学附属高等学校, pp.55-72.
- 中嶋俊夫 (1991a) 「音楽語法の確立に向けて－イタリアー」『季刊 音楽教育研究』34 巻 (3), 音楽之友社, pp.128-137.
- 中嶋俊夫 (1991b) 「イタリア人の音楽観と教育－限りない表現力を求めて－」『研究紀要』36 巻, お茶の水女子大学附属高等学校, pp.45-56.
- 中嶋俊夫 (2001) 「イタリアの「学習指導要領」にみる<音楽言語 Linguaggio Musicale>の理論的基礎－Gino STEFANI の記号論的アプローチをてがかりに－」『音楽教育学』30 巻 (4), 日本音楽教育学会, pp.1-14.
- 中嶋俊夫 (2002) 「G.ステファニの音楽的能力の理論－意味生産の能力に普遍性を求めて－」『音楽教育学』32 巻 (2), 日本音楽教育学会, pp.15-21.
- 中嶋俊夫 (2004) 「イタリア共和国」『日本音楽教育事典』日本音楽教育学会編, p.35-42.
- 中嶋俊夫 (2010) 「イタリアの舞台表現教育の動向と創意－ロンバルディア州ミラノ県の取り組みを中心に－」『横浜国立大学教育人間科学部紀要 I 教育科学』12 号, pp.119-134.
- 中嶋俊夫 (2013) 「表現活動を通して子どもを知る, 子どもと関わる－イタリアの表現教育に学ぶ認知・情動・身体の連関－」『教育デザイン研究』4 巻, 教育デザイン研究会, p.86-95.
- 中原雅彦・志民一成 (2014) 「イタリアにおける幼児・児童の歌唱活動に関する調査報告－フィレンツェ市の事例を中心に－」『熊本大学教育学部紀要』63 号, pp.213-219.
- 日本総合研究所「諸外国の教育施策に関する文献調査報告書」第 2 編 第 7 節 6 イタリア (中央教育審議会 教育振興基本計画特別部会 第 8 回 (平成 19 年 9 月 25 日) 議事録・配布資料) .
- 日本音楽教育学会編 (2004) 「イタリア共和国」『日本音楽教育事典』pp.35-42.
- 前之園幸一郎 (1964) 「イタリアにおける近代教育成立の問題－イタリア統一とカザーティ法の成立をめぐる－」『日本教育学会大会研究発表要項』第 23 号, 日本教育学会, p.79.
- 前之園幸一郎 (1965) 「イタリアにおける国家統一と教育－カザーティ法の成立を中心として－」『教育学的研究』第 32 巻 (1), 日本教育学会, pp.1-10.
- 前之園幸一郎 (1967) 「イタリアにおける「南部問題」と教育－近代的教育の成立をめぐる－」『東京大学教育学部紀要』第 9 号, 東京大学, pp.81-90.
- 前之園幸一郎 (1977) 「イタリアの教育制度の特質と委任命令－教育の民主化をめぐる－」『日伊文化研究』第 15 号, 日伊協会, pp.13-28.
- 牧野晶世 (2013) 「ファシズム体制下におけるイタリアの映画制作」静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科 平成 24 年度修士論文.
- 嶺井正也 (2003) 「イタリア中道右派政権・モラッティ教育改革に関する一考察」『教育制度学研究』第

10号, 日本教育制度学会, p.51-67.

虫明眞砂子 (2009) 「イタリアの合唱教育に関する一考察—イタリアの国立中学校とヴェルディ音楽院
児童合唱クラスを事例に—」『研究集録』142巻, 岡山大学大学院教育学研究科, pp.73-84.

文部科学省 (2018) 『小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説音楽編』東洋館出版社.

渡辺輝一 (1951) 「イタリア—最近の教育改革法案—」『新しい教室』第6巻 (12), 中教出版, pp.4-5.

iii. 参考 Web サイト

Museo della scuola italia <http://www.museodellascuola.it/> (2019.08.21 閲覧)

Educazione & Scuola <http://www.edscuola.it/> (2019.08.21 閲覧)

Treccani <http://www.treccani.it/> (2019.08.21 閲覧)

iv. 参考法令

Bozza del 30 maggio 2012.

Circolare 18 luglio 1884.

Decreto 13 febbraio 1996.

Decreto Legislativo 24 maggio 1945, n.459.

Decreto Legislativo 23 gennaio 2004.

Decreto Ministeriale 9 febbraio 1945.

Decreto Ministeriale 24 aprile 1963.

Decreto Ministeriale 9 febbraio 1979.

Decreto Ministeriale 6 agosto 1999, n.301.

Decreto Presidente Repubblica 14 giugno 1955, n. 503.

Decreto Presidente Repubblica 31 maggio 1974, n.416.

Decreto Presidente Repubblica 31 maggio 1974, n.419.

Decreto Presidente Repubblica 12 febbraio 1985, n 104.

Legge 22 giugno 1857, n.2247.

Legge 13 novembre 1859, n. 3725.

Legge 15 luglio 1877, n.3961.

Legge 11 febbraio 1886, n.3657.

Legge 12 luglio 1896, n.293.

Legge 21 ottobre 1903, n.431.

Legge 7 luglio 1904, n.407.

Legge 15 luglio 1906, n.383.

Legge 4 giugno 1911, n.487.

Legge 3 dicembre 1922, n.1601.

Legge 7 gennaio 1929, n.5.

Legge 14 settembre 1931, n.1175.

Legge 31 dicembre 1962, n.1859.

Legge 16 giugno 1977, n.348.

Legge 5 giugno 1990, n.148.

Legge 10 febbraio 2000, n.30.
Legge 28 marzo 2003, n.53.
Legge 30 ottobre 2008, n.169.
Nota 11 febbraio 2011, prot.n.816.
Progetto di legge sulla Pubblica Istruzione presentato al Parlamento Subalpino il 7 giugno 1848.
Regio Decreto 4 ottobre 1848, n.818.
Regio Decreto 25 settembre 1888, n.5724.
Regio Decreto 29 novembre 1894, n.525.
Regio Decreto 29 gennaio 1905, n. 45.
Regio Decreto 6 maggio 1923, n.1054.
Regio Decreto 16 luglio 1923, n. 1753.
Regio Decreto 1 ottobre 1923, n. 2185.
Regio Decreto 14 ottobre 1923, n.2345.
Regio Decreto 31 ottobre 1923, n.2410.
Regio Decreto 31 dicembre 1923, n.3126.
Regio Decreto 18 maggio 1924, n.943.
Regio Decreto 27 ottobre 1937, n.1839.
Regio Decreto Legge 31 dicembre 1922, n. 1679.

v. 筆者による刊行済みの主な関連論文

- 大野内愛 (2011) 「1920年代のイタリアにおける小学校唱歌教育の特質－「1923年プログラム」と小学校唱歌指導書(1924)の分析をとおして－」『音楽表現学』9巻, 日本音楽表現学会, pp.57-66.
- 大野内愛 (2012) 「現代イタリアの中学校音楽科教科書の特徴－2007年以降の音楽科教科書に着目して－」『音楽学習研究』7巻, 音楽学習学会, pp.21-28.
- 大野内愛 (2012) 「1960年代のイタリアにおける音楽鑑賞教育に関する研究－*Introduzione all'ascolto* (1965)に着目して－」『教育学研究紀要 (CD-ROM版)』57巻, 中国四国教育学会, pp.375-379.
- 大野内愛 (2012) 「イタリアの小・中学校における音楽科教育の変遷－1894年から現在までのプログラムに着目して－」『広島大学大学院教育学研究科紀要』61号, 広島大学大学院教育学研究科, pp.333-342.
- 大野内愛 (2014) 「現代イタリアの音楽教育システムにおける歌唱教育についての研究－*Delfrati*の普通教育機関と専門教育機関での音楽科教科書の比較をとおして－」『音楽文化教育学研究紀要』26巻, 広島大学大学院教育学研究科音楽文化教育学講座, pp.15-22.
- 大野内愛 (2014) 「イタリアの小・中学校における音楽科教育の現状に関する研究－2012年プログラムへの改訂に着目して－」『教育学研究紀要 (CD-ROM版)』59巻 (2), 中国四国教育学会, pp.550-555.
- 大野内愛 (2015) 「イタリアにおける中学校音楽科の義務教育化と音楽教育法に関する研究－1963年プログラムに関連した教科書と「音楽教育の手引き」に着目して－」『音楽文化教育学研究紀要』27巻, 広島大学大学院教育学研究科音楽文化教育学講座, pp.25-33.
- 大野内愛 (2016) 「イタリアの中学校における音楽教育システムに関する研究－3種の教育機関のプログラムの比較をとおして－」『日本教科教育学会誌』39巻 (1), 日本教科教育学会, pp.85-95.